

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 郵便法の一部改正関係

一 配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲を拡大し、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。）間の運送を要しない郵便物とすること。

（第六十七条第二項及び第四項関係）

二 会社が郵便業務管理規程を定め、又はこれを変更しようとする場合における総務大臣の認可の基準のうち、

1 郵便物の配達の方法に係る基準について、一週間につき五日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていることに緩和すること。

2 郵便物の送達の方法に係る基準について、郵便物（国際郵便に係るものを除く。）について差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その

他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る郵便物を送達する場合には必要な日数として総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていることに緩和すること。

（第七十条第三項関係）

第二 民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正関係

一 一般信書便役務の定義のうち、信書便物の送達日数に関して、国内において信書便物が差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合には必要な日数として総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するものに緩和すること。

（第二条第四項関係）

二 一般信書便事業（信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信

書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。）を営もうとする者が総務大臣の許可を得ようとする場合における許可の基準のうち、信書便物の配達に係る基準について、事業計画に一週間につき五日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法が定められていることに緩和すること。

（第九条関係）

三 配達地により異なる額の料金を定めることができる信書便物の範囲を拡大し、一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であつて、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない信書便物とすること。

（第十六条第二項関係）

第三 その他

この法律の施行期日、経過措置等について定めること。